

平成27年度

赤村教育振興施策 大綱

赤村総合教育会議

はじめに

赤村は、村民一人ひとりが赤村に生まれてよかった、住んでよかったと実感できる村を目指して様々な施策を進めている。なかんずく、教育施策の充実・推進を最重要施策とするものである。

今日、我が国は少子化、高齢化、ICT化など社会の急激な変化や厳しい経済環境、人間関係の希薄化など、様々な危機に直面している。赤村においてもこの社会現象に対応すべく、喫緊の課題として有効な対策を講じなければならない。

この度、平成27年4月1日に一部改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行にあたり、村長部局と教育委員会が両輪となって、赤村の教育施策を推し進めるために、大綱を策定する。

なお、この大綱は平成21年3月に赤村が策定した「第4次赤村総合計画」（平成21年度～平成30年度）基本施策の中の「教育・文化・人権」に謳われている「心豊かな人間性を育むむらづくり」とも整合させ、この大綱を策定した。

《関連法規》

○ **教育基本法**（平成18年12月22日）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

○ **地方教育行政の組織及び運営に関する法律**（平成27年4月

1

日）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事項を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈しては

赤村の教育施策

- 1 個性や能力に富んだ子どもを育てる
 - (1) 学力の向上
 - ① 小中一貫教育を活用した学力向上のための取組の推進
 - ② 個性や能力を伸ばす教育の充実
 - ③ 将来を展望したキャリア教育の充実
 - ④ 特別に支援を要する子どもの教育の充実
 - (2) 体力・運動能力の伸長
 - ① 体力向上のための取組の推進
 - ② 体育・スポーツ活動を豊かにする取組の充実
- 2 豊かな人間性や志を持ちたくましく生きる子どもを育てる
 - (1) 豊かな心を持った子どもの育成
 - ① 実体験を重視した教育活動の推進
 - ② 読書活動の推進
 - ③ 道徳性や規範意識向上のための心の教育の充実
 - ④ 健康教育・食育の充実
 - ⑤ いじめや不登校を生まない人間関係づくりの充実
 - ⑥ 郷土愛を育む施策の推進
 - (2) 学校・家庭・地域の教育力の向上
 - ① 家庭や地域が学校の教育活動に参加できる体制の充実
 - ② 特に高齢者と絆を深め、優しさ、知識や経験を伝承する活動の充実
 - (3) 子どもの健全育成と非行防止
 - ① 子どもの健全育成と非行防止の推進
- 3 信頼される学校をつくる

- (1) 安心して学べる学校づくり
 - ① 子どもや保護者から信頼される教職員の育成
 - ② 子どもの安全確保
 - ③ 学校施設の整備・充実

- (2) 魅力ある学校づくり
 - ① 地域に開かれた学校づくり
 - ② 教育ニーズに対応する学校づくり

- 4 社会教育・文化・スポーツの活動を盛んにする
 - (1) 魅力ある事業づくり
 - ① 社会教育活動の充実と振興
 - ② 文化資源の保存と活用
 - ③ 社会教育施設の充実

 - (2) 参加しやすい文化・スポーツ活動
 - ① 少子化・高齢化の中での事業の充実・推進
 - ② 村民への情報発信の推進

- 5 人権が尊重される心豊かな赤村をつくる
 - (1) 人権教育の推進
 - ① 赤村同和教育中長期計画に基づいた、人権教育・人権啓発活動の推進